

この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・臍写自由です。
個人・団体間わざ周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に
支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。

点線に沿つて切り取りり、
折りたたんで平時から携行を

山折り

群馬「自然災害情報整理カード」について

本カードは「自然災害情報整理カード」で、災害時に
利用するための回収袋をもつて、避難所等で提出する方々が
利用するための用紙です。

開拓地住所

① 国の郵便番号 (日本改寄会員登録会員等)

開拓地住所

② 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

③ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

④ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑤ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑥ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑦ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑧ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑨ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑩ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑪ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑫ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑬ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑭ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑮ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑯ 避難場所名(主な避難場所)

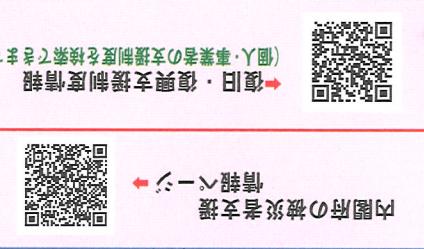
開拓地住所

⑰ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所

⑱ 避難場所名(主な避難場所)

開拓地住所



支援情報カードと連絡用紙について

災害時の特別な支援情報を記載する窓口。各窓口の連絡先を記載する。

内閣府の被災者支援

内閣府の被災者支援窓口

外務省の被災者支援

外務省の被災者支援窓口

厚生労働省の被災者支援

厚生労働省の被災者支援窓口

農林水産省の被災者支援

農林水産省の被災者支援窓口

経済産業省の被災者支援

経済産業省の被災者支援窓口

文部科学省の被災者支援

文部科学省の被災者支援窓口

法務省の被災者支援

法務省の被災者支援窓口

国土交通省の被災者支援

国土交通省の被災者支援窓口

地方公共団体の被災者支援

地方公共団体の被災者支援窓口

税金・保険料などの減免制度

税金・保険料などの減免制度

扶養控除の支拂制度

扶養控除の支拂制度

雇用保険の支拂制度

雇用保険の支拂制度

子育て・教育の支拂制度

子育て・教育の支拂制度

扶養手当・公営住宅

扶養手当・公営住宅

個人が抱えるローンの悩み

個人が抱えるローンの悩み

子ども・教育の支拂制度

子ども・教育の支拂制度

雇用・事業の支拂制度

雇用・事業の支拂制度

税金・保険料などの減免制度

税金・保険料などの減免制度

詳しくは、各制度の（）内に記載された窓口等にご相談下さい。

被災者支援チェックリスト

フローに沿って支援情報をチェック☑

- 灾害時特有の問題を知りたい···→①へ
- お金の支援制度（給付・貸付）···→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度···→④へ
- 仮設住宅・公営住宅·········→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み······→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度·········→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度·········→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度······→⑩へ

詳しくは、各制度の（）内に記載された窓口等にご相談下さい。

関東弁護士会連合会
Kanto Federation of Bar Associations

※本リーフレットは配布・譲り自由です。

- ① 災害時特有の制度・問題**
- 灾害証明書とは
- 市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊一部壊）を証明するもの。各種支援金、税の減免・融資申請等に必要です。生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被害証明のために可能なら屋外の写真をたくさん残しましょう。
- 応急危険度判定とは
- 余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性等をチェックするもの。危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーが貼られます。り災証明書のための被害認定とは異なる制度です。赤（危険）=全壊認定、ではありません。
- 権利証や健康保険証などの紛失
- 不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預貯金については金融機関にご相談を。また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保健診療を受けることができます。
- 境界標や石垣の基礎部分について
- これらは土地の境界の特定に役立ちますので、可能な限り保存に努めてください。
- 運転免許証の有効期限延長
- 特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターへ警察署で再発行手続を。
- 廉費手続（運輸局・運輸支局）
- 津波で自動車が流されてしまった場合、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。
- 外国人登録手続
- 避難先の市区町村窓口で、登録証明書の再交付、登録事項の変更、交付請求などが可能です。

- ② お金の支援制度（もらえる）**
- 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）
- *④を参照（最大300万円）
- 灾害弔慰金法による給付（市町村）
- ・ 灾害弔慰金（遺族に最大500万円）
 - ・ 灾害障害見舞金（重い後遺障害に最大250万円）
- 募捐金（各自治体）
- 被災の内容、程度、自治体により異なります。
義援金申請では、り災証明書が必要になることも。
- その他の給付型支援
- 日本財団が熊本地震で全壊等世帯に20万円、遺族等への弔慰金（10万円）を支給した例などがあります。
- 生活保護（都道府県・市町村）
- 避難所等の避難先での申請が可能です。
義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。
- ③ お金の支援制度（借りられる）**
- 灾害弔慰金法による貸付（市町村）
- 災害援護資金制度（負傷・住家被害 最大350万円）
- 生活福祉資金制度（社協）
- 緊急小口資金（10万円・無利子）
 - 災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）
 - その他（総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金（自治体の福祉事務所）
- 被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- 年金相保貸付、労災年金相保貸付（独立行政法人福祉医療機構）
- 年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- 恩給等担保貸付（日本政策金融公庫等）
- 恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

- ④ 住宅の修理・再建の支援制度**
- 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）
- 基礎支援金（全壊等1000万円）、加算支援金（住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）
＊賃借人も対象。使途の制限はありません。
＊単身世帯は4分の3
- 灾害救助法の応急修理（都道府県・市町村）
- 応急修理補助（57万6000円／2016年基準）
＊たたしこの制度利用で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。
- 公費解体（市町村）
- 大規模災害時、全半壊家屋は公費（無償）で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災度区分判定（日本建築防災協会・有料）の利用も検討を。
- 生活福祉資金制度による住宅補修費貸付（社協）
- 250万円（目安）、所得要件等あり。
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（自治体の福祉事務所）
- 住宅の補修等について200万円以内で貸付。
- 建設・購入の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
- 半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- 修理の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）
- り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
- 自治体独自の支援策
- 能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。